

「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」の改正に関する意見募集について

1 条例改正の背景 ～なぜ条例改正が必要なのか～

現行条例である「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」は、平成11年に市民による公益活動を積極的に推進することを目的として制定されました。その後、社会経済情勢の変化に伴い、地域課題が複雑化・多様化する中で、自発的な市民活動が地域の課題解決の受け皿となる例が多数見られるようになってきました。

また、東日本大震災に際しては、さまざまな活動分野の市民が、それぞれの持つ専門性や強みを発揮することで復興への原動力となり、改めてその力の大きさを認識することとなりました。

しかしながら、現行条例における取組は、市民活動団体を育成することを重点においたものであり、市民や行政との協働によるまちづくりが、現行条例の前文で謳っている「二十一世紀の仙台の都市づくりは、市民と事業者と行政が適切な役割分担のもとでパートナーシップを構築し、市民の主体的な参画のもとに、協働を基調として行わなければならない」との状況に至るには、まだ発展途上の段階にあります。

今後、本格的な人口減少・少子高齢化社会を迎える中で、豊かで魅力ある地域社会を実現するためには、多様な主体が自らの持つ力を存分に発揮し、互いに連携することで、市民や行政単独ではなしえなかった持続可能なまちづくりに協働で取り組む必要があります。

そのため、現行の条例で定めている市民活動の促進とその支援施設としての市民活動サポートセンターの設置に加え、協働の理念や推進のための基本的な施策を定め、協働によるまちづくりを推進するために条例の改正が必要と考えています。

2 条例改正の基本的な考え方

- 条例の名称を「(仮称) 仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例」に改めます。
- 市民公益活動促進委員会(※)において審議中の「市民協働指針」の中間報告及び中間答申において盛り込むべきとされた協働の基本理念や施策等、協働推進の根拠となる基本項目を条例に定めます。
- 協働の基本理念を実現するため、①市民協働の推進及び市民活動の促進、②政策形成過程への参画の推進、③多彩な主体の活動の促進の3つを基本的な施策と定め、施策を実施するための体制整備を行います。
- 基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するために、協働実施方針を定め、具体的な取組を推進していくこととします。

※市民公益活動促進委員会

NPOやボランティアをはじめとする市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の諮問機関として平成11年度に設置。委員は学識経験者や市民活動実践者等11名。

3 条例改正に至るまでの主な経過

- 平成24年8月 市民公益活動促進委員会（以下「委員会」という。）に対し、「市民協働推進のための指針」について諮問
- 平成25年3月 委員会より中間報告（条例の見直しを併せて検討する必要がある旨報告）
- 平成25年11月～ 市民カフェ（ワークショップ）を7回開催し、協働に対する市民意見を集約
- 平成26年3月 委員会より「市民協働指針」の中間答申を受領

4 条例改正に関する意見募集

「仙台市市民公益活動の促進に関する条例」を改正するにあたり、「（仮称）仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例 素案骨子」について、市民の皆様のご意見をお寄せください。

【募集期間】 平成26年9月1日（月）から平成26年9月30日（火）まで〈当日消印有効〉

【提出先】 ○郵 送 〒980-8671（住所記入不要）仙台市市民局市民協働推進課
○FAX 022-211-5986
○Eメール sim004100@city.sendai.jp

【提出方法】 ●郵送、FAXの場合は、別添の「意見募集用紙」をご利用ください。
●Eメールの場合は、タイトルを「協働条例意見」として、ご意見のほか、氏名、住所をご記入願います。
※電話による意見受付はいたしませんので、ご了承ください。

問い合わせ先 仙台市市民局市民協働推進課 TEL 022-214-8002

(仮称) 仙台市協働によるまちづくりの推進に関する条例 素案骨子

【条例の構成】

■ 前文

■ 第1章 目的 / 定義 / 協働の基本理念 / 市民・市の役割

■ 第2章 基本的な施策 / 協働実施方針

■ 第3章 附属機関

■ 第4章 市民活動サポートセンター

◇ 条例の目的

条例の目的を、協働によるまちづくりを推進し、豊かで活力ある地域社会を実現することとします。

○この条例は、本市における協働の基本理念を定め、市民及び市の役割を明らかにします。

また、協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定め、豊かで活力ある地域社会を実現していくことを目的とします

◇ 用語の定義

この条例において用いる用語を定義し、共通の理解を持って条例の解釈ができるようにします。

○「市民」とは、市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び地域活動団体、市民活動団体、大学、企業その他の市内で活動するものをいいます。

○「市民協働」とは、市民と市が、それぞれの果たすべき役割及び責任を自覚し、相互に主体性を持ち、自主性を尊重し、目的を共有しながら協力し、又は補完することで地域の課題解決や魅力の向上に取り組むことをいいます。

※この条例では「市民協働」は、市民と市の協働関係をいいますが、「協働」は多様な主体（地域活動団体、市民活動団体、大学、企業、行政等）間の協働関係をいいます。

○「市民活動」とは、市民が主体的に参加して自発的に行う営利を目的としない活動であって公共の利益の増進に資するものをいいます。ただし、次の事項を除きます。

・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動

・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

・ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

◇協働の基本理念（本市が目指す協働）

市民と市が、豊かで活力ある地域社会を実現することを目的として、協働によるまちづくりを進めるため、次のとおり協働の基本理念を定めます。

- 市民と市は、それぞれがまちづくりの担い手となり、それぞれの持つ力をふさわしい場面で効果的に発揮すること
- 市民と市、及び市民と市民は、互いの力を引き出しながら、相乗効果を生み出し、単独ではなしえなかったまちづくりを行うために連携、協力を図ること
- 市民と市は、絶えず変化し生まれてくる課題に対応できるように、それぞれの力を育み広げるとともに、互いの力を一層引き出すために創意工夫を続けること

◇市民・市（行政）の役割

協働によるまちづくりを進めていくにあたり、市民と市がそれぞれ果たすべき役割を明らかにします。

- 「市民」は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、公共の課題の解決のために、協働の必要性を理解し、パートナーシップの構築に努めます。
- 「市」は、市民の多様な活動を育むことにより、市民同士のパートナーシップの構築を支援し、協働によるまちづくりが推進されるよう努めます。また、職員に対して、市民協働に対する理解の促進、及び取組を推進するよう努めます。

◇基本的な施策

協働の基本理念を実現するために、基本的な施策を次のとおり定めます。

- 市は基本的な施策を定め、実施に努めていくとともに、必要な体制を整備します。
- 市民協働の推進及び市民活動の促進
地域課題の解決に向けて、行政が担ってきた施策や事業をより効果的・効率的に実施していくための仕組みをつくり、市民協働の推進と市民活動の促進を図ります。
 - ・市民からの提案に基づく協働事業の拡充
 - ・ビジネス的な手法を活用した地域課題の解決の促進
 - ・協働の理解を広め、各主体間の協働を進めるための人材の育成
 - 政策形成過程への参画の推進
市政のさまざまな分野における課題の解決に市民の知恵と活力を生かすため、市政に関する情報発信と政策形成過程における市民の参画を推進します。
 - ・市政に関する積極的な情報公開の推進
 - ・政策の企画、立案等における市民意見の提出機会の確保
 - ・政策又は事業の方針、内容、評価等についての市民意見の集約機会の確保
 - ・附属機関等の委員選任における人材の多様化と公募の実施
 - 多彩な主体の活動の促進
多様化する地域課題や市民ニーズに対応し、市の持続可能な発展を支えるため、まちづくりの担い手を育成するとともに、市民や地域による主体的な活動を促進します。
 - ・地域社会の一員である事業者による社会貢献活動の促進
 - ・まちづくりの次の世代の担い手となる若者の育成
 - ・町内会等の地縁団体、その他地域で活動する団体による地域を活性化する活動の促進
 - ・上記に定める活動の主体を含めたさまざまな主体の交流の促進
 - ・上記に定める活動等に関する情報の収集及び発信の促進

◇協働実施方針

基本的な施策を具体化し、実効性を高めるために、協働実施方針を定めます。

- 市は、基本的な施策を総合的かつ計画的に実施するために協働実施方針を定めます。
- 協働実施方針の策定には、市民の意見を反映することができるようにするとともに、附属機関の意見を聴きます。
- 協働実施方針を定めたときは、速やかに公表します。

◇附属機関

現行の附属機関(市民公益活動促進委員会)を発展的に引き継ぎ、条例に定める事項等を審議していくための附属機関を設置します。

- 協働の推進及び市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議するため、市の附属機関を設置します。
- 附属機関は、市長の諮問に応じ、協働実施方針に関する事項や協働の推進及び市民活動の促進に関し必要な事項を調査審議します。
- 組織(委員12人以内)、委員の任期(2年、再任あり)、分科会の設置等を定めます。

◇市民活動サポートセンター

市民活動サポートセンターに新たな機能を加えながら、引き続き設置します。

- 市民活動を行う者の活動拠点並びに市民活動を行う者、市民及び市が連携し、及び交流することのできる場所を提供することにより、基本理念に基づく協働によるまちづくりを推進するため、市民活動サポートセンターを設置します。
- これまでの市民活動の促進・支援に関する事業(施設の提供、連携・交流の推進、情報収集・提供、相談等)に加え、協働の推進(機会の提供、情報収集・提供、事業の支援等)に関する事業を行います。
- 使用者の範囲、使用の許可、使用料、指定管理者の業務の範囲・管理の基準等を定めます。